

お知らせします

お越しく下さい  
「健康フェスタ2016」

▼とき  
10月23日(日)  
午前9時～午後3時30分

▼ところ  
十四山スポーツセンター・三ツ又池公園・子宝グラウンド

▼主催  
弥富市健康まつり実行委員会

▼内容  
特別講演(エベレスト世界最高齢登頂者・三浦雄一郎さん)観覧には市役所健康推進課などで配布中の整理券が必要・定員に達し次第配布を終了します。)、健康チェック・体験コーナー、各種バザー、おにぎり無料配布など  
詳細は、各戸配布するチラシ、市

平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)について

消費増税および一億総活躍社会の実現に向け2つの給付金を支給します。

○臨時福祉給付金  
低所得者に対する負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として支給します。

▼対象者  
平成28年度分市民税が課税されていない方(市民税が課税されている方の扶養親族などや生活保護の受給者は除く。)

▼支給額  
対象者1人につき3,000円

▼申請書の送付  
支給対象者と思われる方へ、申請書を送付します。

▼申請受付期限  
10月3日(月)～12月28日(水)

○年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

▼対象者  
平成28年度臨時福祉給付金対象者で、該当する年金を受給している方。ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していない方。(申請書にあらかじめ記入されています。)

▼支給額  
対象者1人につき30,000円

平成28年度臨時福祉給付金対象者で、該当する年金を受給している方。ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していない方。(申請書にあらかじめ記入されています。)

▼支給額  
対象者1人につき30,000円

▼仮庁舎における配置

仮移転先	移転先配置
図書館棟(本庁舎棟南)	(1階) 宿直室 ※保健センターは変更なし (2階) 税務課 会計課 ※図書館と図書館事務室は変更なし (3階) 市民課 保険年金課 児童課 福祉課 介護高齢課 収納課 ☎65-1111 FAX67-4011 ※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。
十四山支所	(1階) 副市長室 下水道課 土木課 都市計画課 農政課 商工観光課 環境課 (※地域市民課と地域福祉課は変更なし ☎52-2111) (2階) 市長室 秘書企画課 総務課 危機管理課 庁舎建設準備室 (3階) 財政課 監査委員事務局 議場および議会事務局 ☎65-1111 FAX52-3276
総合社会教育センター	(1階) 学校教育課 ☎65-1111 FAX67-0062 ※生涯学習課は変更なし ☎65-0002 FAX65-1777

・鍋田支所	68-8001
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。	
(市外局番 0567)	

ホームページをご覧ください。

▼シャトルバス  
会場周辺(10分毎)と旧弥富地区(1時間毎)を巡回する無料シャトルバスを運行します。会場周辺は混雑が予想されますので、ぜひご利用ください。

▼問い合わせ先  
市役所健康推進課(内線411)



第23回金魚日本一大会

日本一の金魚を決める全国規模の品評会です。この大会は、飼育技術の向上や金魚の普及を目的に

▼申請書の送付  
平成28年度臨時福祉給付金と同じものを使用しますので、支給対象者へ送付します。

▼申請受付期限  
10月3日(月)～12月28日(水)

・どちらも期限を過ぎると、申請書を受け付けることができなくなりますので、申請書が届いた方は忘れずに申請してください。

・申請書につきましては同封の記入例・留意事項を確認し、提出してください。

・対象者の確認につきましては、税情報を確認しますので、身分確認できるものをご持参のうえ、給付金受付窓口(市役所福祉課)までお越しください。

▼問い合わせ先  
市役所福祉課(内線168)

今年度の日本赤十字社弥富市地区社資は、3,557,115円(平成28年8月8日現在)となりました。皆さまのご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。この社資は、全額日本赤十字社へ納付させていただきます。今後とも、赤十字の使命と事業にご理解のほどよろしくお願いたします。

平成28年度  
日本赤十字社社資報告

医療費が高額になったとき(国民健康保険)

同じ月内で医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

支給を受けるには申請が必要ですが、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示があれば外来・入院とも、一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。認定証が必要な方は窓口で申請してください。

また、70歳未満の方、70歳以上75歳未満の方、所得区分や過去12か月の該当回数によって、限度額や取り扱いが異なりますので、詳しくは市役所保険年金課までお問い合わせください。

▼申請方法  
国民健康保険被保険者証、領収書、預金通帳など振込先の分かるもの、印鑑、マイナンバー通知カード、本人確認ができるものを持参し、市役所保険年金課、十四山支所へ申請してください。

※該当の方には、診療月の2～3か月後に個別に通知します。

▼申請および問い合わせ先  
市役所保険年金課(内線123)

3つの里のお風呂休止について

いこいの里では、海部地区環境事務組合の施設点検整備のため給湯ができません。このため、次の期間においてお風呂が利用できませんのでご理解と協力をお願いします。

なお、カラオケ、卓球室などは利用できます。

▼お風呂休止期間  
10月18日(火)～22日(土)

▼問い合わせ先  
いこいの里 ☎69-1600

下水道への接続をお願いします

下水道が使えるようになった地域の皆さまには、早期に下水道への接続をお願いしております。

その啓発活動として、「下水道の日」にちなみ9月9日に、弥富市役所前において、下水道の役割を印刷したトイレットペーパーやティッシュペーパーを市役所に訪れた皆さまにお配りし、下水道の大切さをPRしました。

▼問い合わせ先  
市役所下水道課(内線245)



私立高等学校などの授業料補助金申請のお知らせ

市では、私立高校生などの保護者や勤労学生の負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助する制度を実施しています。

▼補助の対象者  
私立高校生の保護者または私立高校生本人(勤労学生に限る)で、次の全ての要件に該当する方

①本年10月1日から引き続き弥富市内に住所を有すること

②私立高校の全日制課程・定時制課程、専修学校の高等課程、外国人学校の高等課程に準ずる学校に在籍していること

③本年度の愛知県私立高校授業料軽減制度による軽減決定または私立高校奨学金制度の貸付決定を受けていること(愛知県以外の私立高校および外国人学校の高等課程に準ずる学校に通学の方はお尋ねください。)

ただし、授業料が全額免除・軽減になった方を除く

▼補助金の額  
私立高校生一人につき年額10,000円以内

▼申請手続  
申請書に、在籍する高校が発行した「平成28年度愛知県私立高校授業料軽減決定通知」または「私立高校奨学金貸付決定通知書」を添付してください。通知書が発行されない学校について